

## クルモ修理保証約款

### 第1条（適用）

1. クルモ修理保証約款（以下、「本修理保証約款」といいます。）は、双日オートグループ東海株式会社（以下、「当社」といいます。）が運営する中古車売買仲介サイト「culumo（クルモ）」において、おまかせ出品を利用する出品会員と当社が連帯して提供するクルモ修理保証に関する条件を定めることを目的とします。
2. 当社および対象となる会員出品車両の出品会員（以下、「保証者」と総称します。）が発行する保証書の内容も、本修理保証約款の一部を構成します。なお、保証書と本修理保証約款の定めが抵触するときは保証書の定めが優先するものとします。
3. 本修理保証約款は、クルモ利用約款（以下、「利用約款」といいます。）の一部を構成するものとし、本修理保証約款に定めがない事項は、利用約款が適用されるものとし、本修理保証約款の定めと利用約款の定めが矛盾する場合は、本修理保証約款の定めが優先して適用されるものとします。また、本修理保証約款で使用される用語の定義は、別段の定めがない限り、利用約款と同様とします。

### 第2条（修理保証）

1. クルモ修理保証は、保証者が、クルモ修理保証に加入した購入会員（以下、「保証対象会員」といいます。）に対して、所定の保証料の支払いを条件として、おまかせ出品を利用して出品された会員出品車両（以下、「保証対象車両」といいます。）につき、保証の対象となるパーツ（以下、「保証対象部品」といいます。）に不具合が発生した場合に、保証書および本修理保証約款に規定する条件に従って修理を行うことをお約束するものです。クルモ修理保証の保証対象車両、保証対象部品、保証期間および保証限度額は、保証書に記載のとおりとします。
2. 前項に関して、保証者は、保証対象車両が故障により自走不能である場合、修理保証を担当する工場が50km以内の範囲にある場合に限り、車両を無料搬送いたします。
3. 保証者は、保証対象車両の名義変更登録完了後、5営業日以内に保証書を発行し、電子メールにて保証対象会員宛に送信します。
4. 当社が保証者を代表して保証対象会員に対して前項に定める電子メールを送信したことをもって、保証者および保証対象会員との間に本修理保証約款に定める内容の契約（以下、「本保証契約」といいます。）が成立するものとします。

### 第3条（クルモ修理保証の受付）

1. 保証対象会員が保証対象車両の修理を求める場合、保証対象会員は、当社が指定する連絡先にその旨を申し出て、当社が指定する場所にて保証対象車両を当社に引き渡さなければならぬものとします。

2. 保証対象車両が故障により自走不能である場合、保証対象会員は、自己の費用負担により、保証対象車両の引き取りを当社に依頼することができるものとします。ただし、搬送距離が50km以内の場合には、別途の費用負担はいたしません。
3. 保証対象会員は、車両内の残置物を全て撤去したうえで保証対象車両を引き渡すものとします。修理の過程で生じる可能性がある残置物の滅失や毀損等については、保証者の故意または重過失によるものである場合を除いて、保証者は一切の責任を負いません。

#### 第4条（保証対象車両の条件）

クルモ修理保証の対象となる保証対象車両は、正しい使用・お手入れがなされたものに限られるものとします。特に、保証期間の開始後に以下の条件を満たさなくなった保証対象車両については保証修理をお断りすることがあります。

- (1) 保証対象車両の製造者（以下、「メーカー」といいます。）が示す正しい使用方法とお手入れを実施していること
- (2) 法令で定められた点検整備（日常点検・定期点検）を実施していること
- (3) メーカーが示す定期交換部品（例：エンジンオイルなど）を指定通り交換していること

#### 第5条（クルモ修理保証の対象とならない不具合等）

1. 次の各号のいずれかに該当する不具合等については、保証修理の対象とはなりません。
  - (1) 保証書裏面に記載の保証対象項目以外の修理および手配外のロードサービス
  - (2) 当社の承認なく行われた一切の修理および作業完了後に申出のあった一切の修理に関連して生じた不具合
  - (3) 保証対象車両の使用者の故意・過失を原因として発生した不具合、または通常の注意をもって発見しえた不具合を放置したことにより発生した不具合
  - (4) 地震・台風・水害などの自然災害および戦争・テロ・暴動・火災などに起因する不具合
  - (5) 競技などのために使用し、または競技などを行うことを目的とする場所において使用したことにより発生した不具合
  - (6) 衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、地震・火災・津波、爆発、台風、水害・洪水、高潮、煤煙、飛石、薬品その他の偶然の事故に起因する不具合
  - (7) 道路運送車両法の保安基準に適合しない保証対象車両の不具合または法令もしくはメーカーが認めていない改造、特装、架装に起因する不具合
  - (8) 法定点検またはメーカーが指定する点検の未実施に起因する不具合
  - (9) メーカーの取扱説明書に記載されている取扱方法とは異なる使用または保管等に起因する不具合
  - (10) メーカーが指定する油脂類、純正部品以外の使用に起因する不具合
  - (11) メーカーが示す定期交換部品が指定通り交換されていないことに起因する不具合
  - (12) 品質・機能上問題のない感覚的現象（音、振動、操作フィーリング、オイル滲みなど）

の不具合の再現性が認められない場合およびこれらに係る予防整備

(13)クルモ修理保証の保証期間の始期前に発生したと認められる不具合及び保証期間の始期後に保証対象車両に取り付けられた部品等に起因する不具合

(14)不適切な整備、点検、修理に起因する不具合

(15)事故ならびに事故後遺症に起因して発生した不具合

(16)車種特有の対外的に認められている故障（リコールやサービスキャンペーン対象部品を主原因とする場合など。）

(17)車高調整機能エアサスコントローラーの取付け不良に係る不具合

(18)道路運送車両法の保安基準に問題のないオイル漏れ、錆腐食などの不具合

(19)メーカー指定の架装メーカーの部品(メッキ加工を施された電動格納ミラー、専用ブレーキキャリパーなど)に係る不具合

(20)その他保証書に特記される現象または不具合等

2. 保証対象車両に発生した不具合の原因となった部品が複数ある場合、当該不具合を発生させている主原因部品が保証対象部品に該当するか否かにより、前項のクルモ修理保証の適用の可否が判定されるものとします。

#### 第6条（保証修理の範囲）

1. クルモ修理保証は保証対象部品の保証修理を提供するものであり、保証対象会員に対して金銭を給付しまたは保証対象会員が負担する費用をてん補するものではありません。
2. クルモ修理保証による保証対象部品の保証修理には、以下のものは含まれません。
  - (1) 消耗部品（ゴム類、ブレーキパッド、バッテリーなど）の交換・補充
  - (2) 先進運転支援システム（ADAS）向けカメラ、レーダーの調整
  - (3) エンジンオイル消費の改善
  - (4) 保証対象部品の交換に伴うアライメント調整

#### 第7条（修理方法）

保証対象会員は、保証修理に関して、次の各号に同意するものとします。

- (1) 保証対象部品の交換に際してリビルトパーツ（再生品）や中古パーツを用いることができること
- (2) 油脂類、部品等の交換に際し、保証対象会員がグレード、種類、製造会社等を指定することはできないこと

#### 第8条（審査および引取り）

1. 当社は、引渡しを受けた保証対象車両について、第4条および第5条によりクルモ修理保証の対象とならないものではないことにつき審査するものとします。
2. 審査の結果、保証対象車両がクルモ修理保証の対象にならないと当社が判断した場合、保証

対象会員は、以下のいずれかを選択するものとします。

- (1) 保証対象車両の修理を、当社が指定する事業者に対して別途委託する
- (2) 保証対象車両を、当社が指定する日時および場所にて引き取る
3. 保証対象会員は、保証対象部品の修理を完了した保証対象車両を、当社が指定する日時および場所にて引き取るものとします。
4. 前二項の場合において、保証対象会員は、自己の費用負担により、その指定する場所および日時において保証対象車両を引き渡すよう、当社に要請することができるものとします。
5. 保証対象会員が、指定する場所および日時に保証対象車両の引取りを行わない場合、当社は、保証対象車両を任意に処分して換価し、換価金から保証対象会員が車両を引き取らないことにより生じた費用（駐車場代相当額等）を控除して、その残金を供託することにより、保証対象会員に対する本保証契約に基づく一切の債務を免れることができるものとします。

#### 第9条（会員間の売買契約との関係）

1. 保証対象会員と出品会員との間の保証対象車両に係る売買契約が取り消され、無効とされまたは解除された場合、本保証契約は成立時にさかのぼって効力を失うものとします。この場合、当該売買契約の終了が保証対象会員の責めに帰すべき事由による場合を除き、保証者は受領した保証料の全額を保証対象会員に返還するものとします。また、当該売買契約の終了が出品会員の責めに帰すべき事由による場合、出品会員は、保証対象会員に返還された保証料同等額を、当社からの請求に従い、当社に補償するものとします。
2. 前項の場合において、保証対象車両の保証修理が既に実施されていたときは、保証対象会員は、当社からの請求に従い、保証修理に要した費用を補償するものとします。

#### 第10条（保証者の内部関係等）

1. 保証者は、本保証契約において保証対象会員に対して負担する債務のすべてにつき、これを連帯して履行するものとします。
2. 当社と出品会員との間の本保証契約上の連帯債務の内部分担割合は、当社がそのすべてを分担するものとします。

#### 第11条（併存的債務引受および委託）

1. 当社は、本保証契約に基づき当社が保証者として負担している債務につき、修理保証会社に併存的に引き受けさせることが出来るものとし、保証対象会員は、これを承諾します。
2. 当社は、本保証契約に基づく債務の履行に係る業務につき、修理保証会社に委託することができるものとし、保証対象会員は、これを承諾します。
3. 保証対象会員は、保証対象車両の修理の依頼に際し、修理保証会社による指示に従うものとします。

## 第 12 条（解除）

1. 保証対象会員がクルモ修理保証を不正に利用したと当社が認めるとき、または保証対象会員が利用約款の定めに違反したときは、当社は、本保証契約を解除することができるものとします。
2. 前項の場合において、保証対象車両の保証修理が既に実施されていたときは、保証対象会員は、当社からの請求に従い、保証修理に要した費用を補償するものとします。

## 第 13 条（個人情報の取扱い）

保証対象会員と保証対象車両の出品会員は、当社が取得したそれぞれの個人情報を、クルモ修理保証の運営に必要な範囲で、それぞれの相手方に提供することについて同意するものとします。

## 第 14 条（契約上の地位の処分の禁止等）

1. 保証対象会員と保証対象車両の出品会員は、当社の承諾がない限り、本保証契約に基づく自己の地位、権利または義務について、これを第三者に譲渡し、転貸し、または担保に供することができません。
2. 組織再編、事業譲渡その他の事由により、当社の契約上の地位が第三者に移転することがあります。保証対象会員と保証対象車両の出品会員は、そのような場合があることを認識し、あらかじめ承諾するものとします。この場合、当社がクルモ修理保証の提供のために保有している保証対象会員と保証対象車両の出品会員に関する情報は、クルモ修理保証の提供に必要な範囲で当該第三者に移転します。

## 第 15 条（紛争の解決のための努力）

クルモ修理保証に関して紛争が生じたときは、保証者および保証対象会員は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決のための努力をするものとします。

## 第 16 条（準拠法および裁判管轄）

1. 本修理保証約款の準拠法は、日本国の法令とします。
2. 本修理保証約款および本保証契約に関する訴えについては、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第 17 条（本修理保証約款の改定等）

1. 社会情勢、経済事情もしくはクルモ修理保証に関する実情の変化もしくは法令の変更その他合理的な理由があると認められる場合、当社は、本サービスの目的に反しない範囲で本修理保証約款の内容を変更することができるものとします。
2. 本修理保証約款を変更する場合、当社は変更後の本修理保証約款の内容を、本サービスサイトに表示することにより保証対象会員および保証対象車両の出品会員にお知らせし、その

際に定める 2 週間以上の相当な期間を経過した日から、変更後の本修理保証約款が適用されるものとします。

3. 変更後の本修理保証約款の内容に同意することができない保証対象会員または保証対象車両の出品会員は、変更後の本修理保証約款の発行日までに利用約款第 7 条に従い退会手続きをとるものとします。なお、発効日までに退会の手続きを取らなかった保証対象会員および保証対象車両の出品会員は、変更後の本修理保証約款に同意したものととして取り扱われるものとします。
4. 前項に基づいて退会手続きを行った場合、当該会員との間で締結された本保証契約については、引き続き当該会員が退会手続きを完了した時点における本修理保証約款が適用されるものとします。

本利用約款は、2021 年 11 月 24 日より発効します。